

平成 19 年度

南島原市水道事業会計予算

平成19年度南島原市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成19年度南島原市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|--------------------------------------|
| (1) 給水戸数 | 4,350 戸 |
| (2) 年間総給水量 | 1,201,000 m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 3,290 m ³ |
| (4) 建設改良事業 | 第2配水池系配水管布設替工事(西有家上水)外 事業費 49,188 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	172,401 千円
第1項 営業収益	171,441 千円
第2項 営業外収益	958 千円
第3項 特別利益	2 千円

支 出

第1款 水道事業費用	161,876 千円
第1項 営業費用	146,020 千円
第2項 営業外費用	14,854 千円
第3項 特別損失	2 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 58,814 千円は、損益勘定留保資金 56,333 千円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,481 千円で補てんするものとする)。

収 入	
第1款 資本的収入	4,900 千円
第1項 負担金	4,900 千円
第2項 企業債	0 千円
支 出	
第1款 資本的支出	63,714 千円
第1項 企業債償還金	11,073 千円
第2項 建設改良費	52,641 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、5,000 千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 20,344 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、5,000 千円と定める。

平成19年2月27日 提出

南島原市長 松 島 世 佳